

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の調整

- 自然災害等により、避難先施設が使用できなくなった場合は、関係市町の避難計画において決められている受入先市町を避難先候補（合計826施設・受入可能人数約24万人）として、鹿児島県が調整のうえ避難先を決定する。
- 不測の事態により、避難計画において受入先と決められている市町が避難先にできない場合は、鹿児島県が県内の受入先以外の市町村等とも調整のうえ、避難先を決定する。



避難計画で定められている受入先市町

避難元市町	受入先市町
薩摩川内市	鹿児島市
	垂水市
	曾於市
	霧島市
	南さつま市
	姶良市
	湧水町
	薩摩川内市
	鹿児島市
	枕崎市
いちき串木野市	指宿市
	南九州市
	伊佐市
	姶良市
阿久根市	長島町
	湧水町
	熊本県芦北町
	熊本県津奈木町
	鹿児島市
	出水市
	霧島市
鹿児島市	伊佐市
	熊本県水俣市
	出水市
	南さつま市
日置市	日置市
	姶良市
姶良市	鹿児島市
	霧島市
	さつま町
さつま町	鹿児島市
	霧島市
長島町	さつま町
	長島町

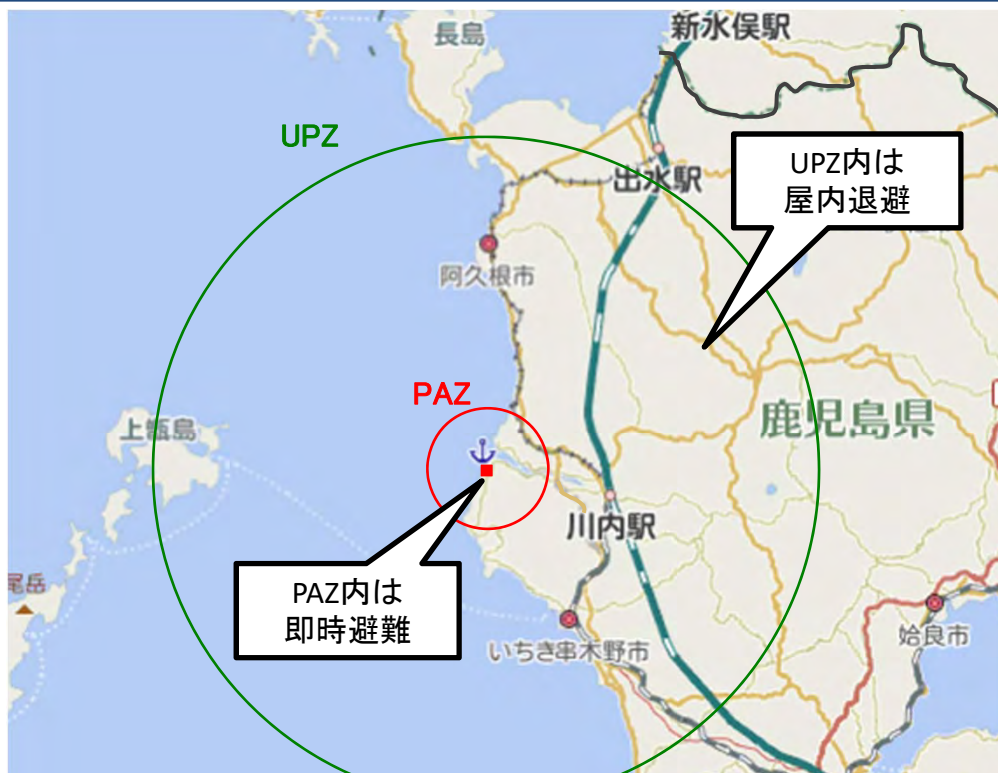
6. UPZ内における対応

<対応のポイント>

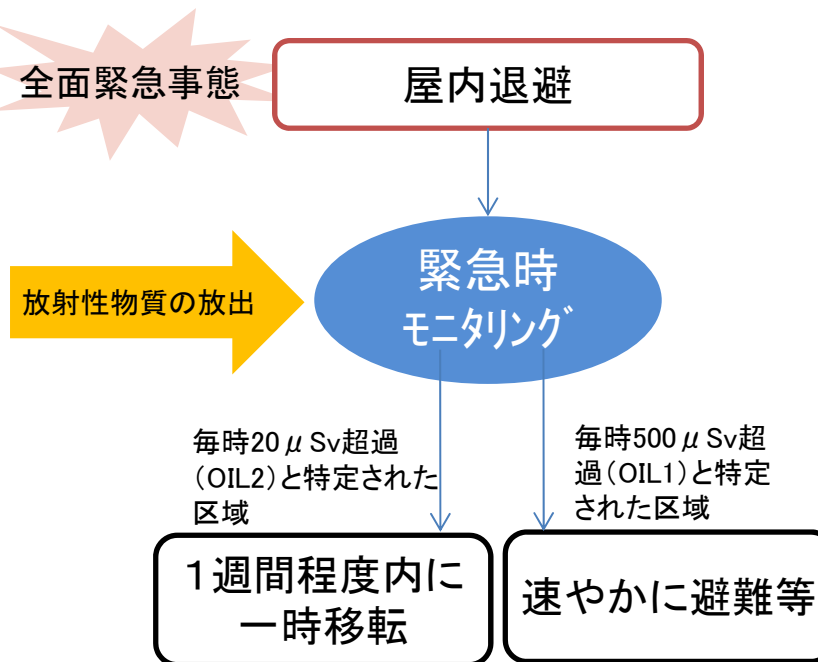
1. 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、国の原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階において、予防的防護措置として、PAZ内住民の即時避難開始とともに、UPZ内住民は屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果により、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。毎時 $500\mu\text{Sv}$ 超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う(OIL1)。また、毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時 $20\mu\text{Sv}$ 超過している区域を特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う(OIL2)。
- これらの防護措置(一時移転等※)を的確に実施する。



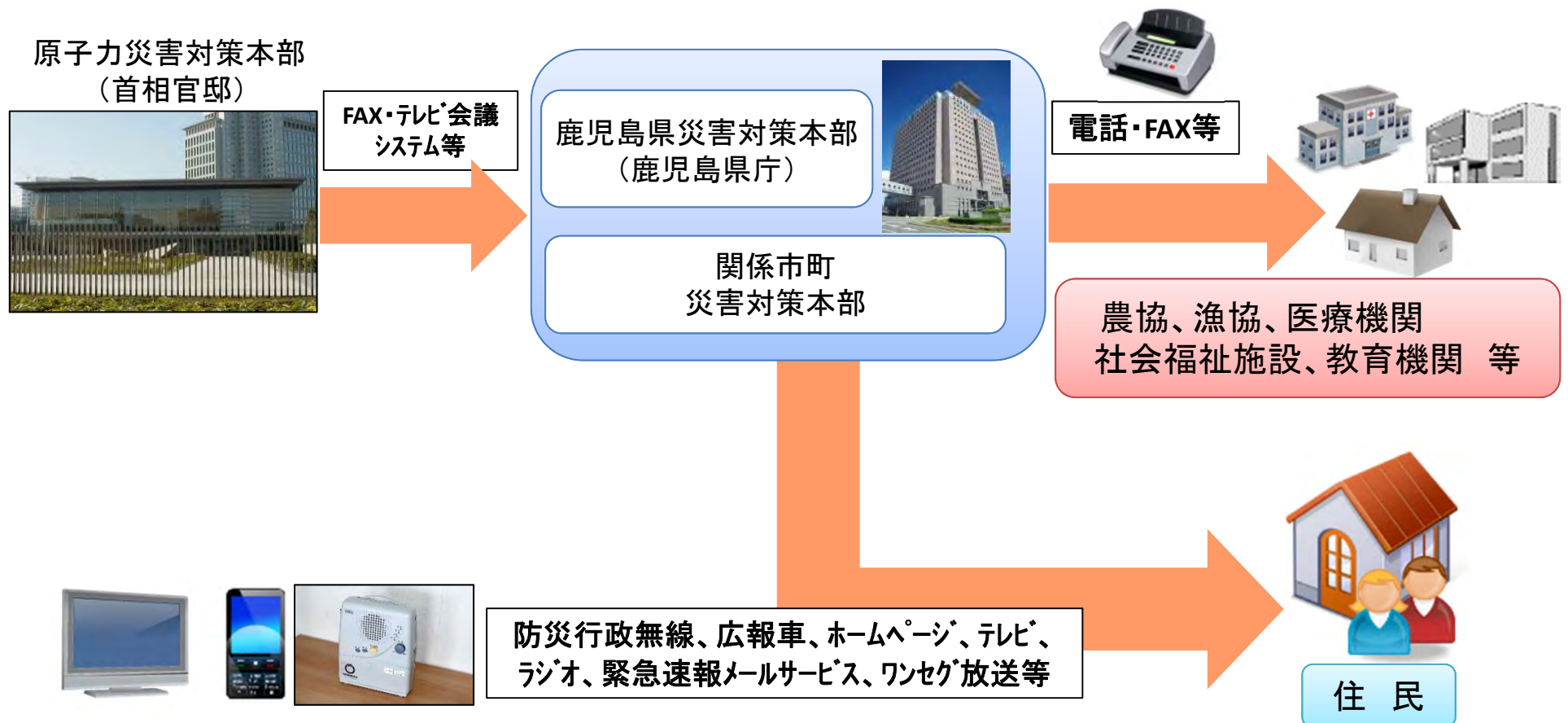
UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 一時移転等に伴い屋外に出る際には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

一時移転等を行う際の情報伝達

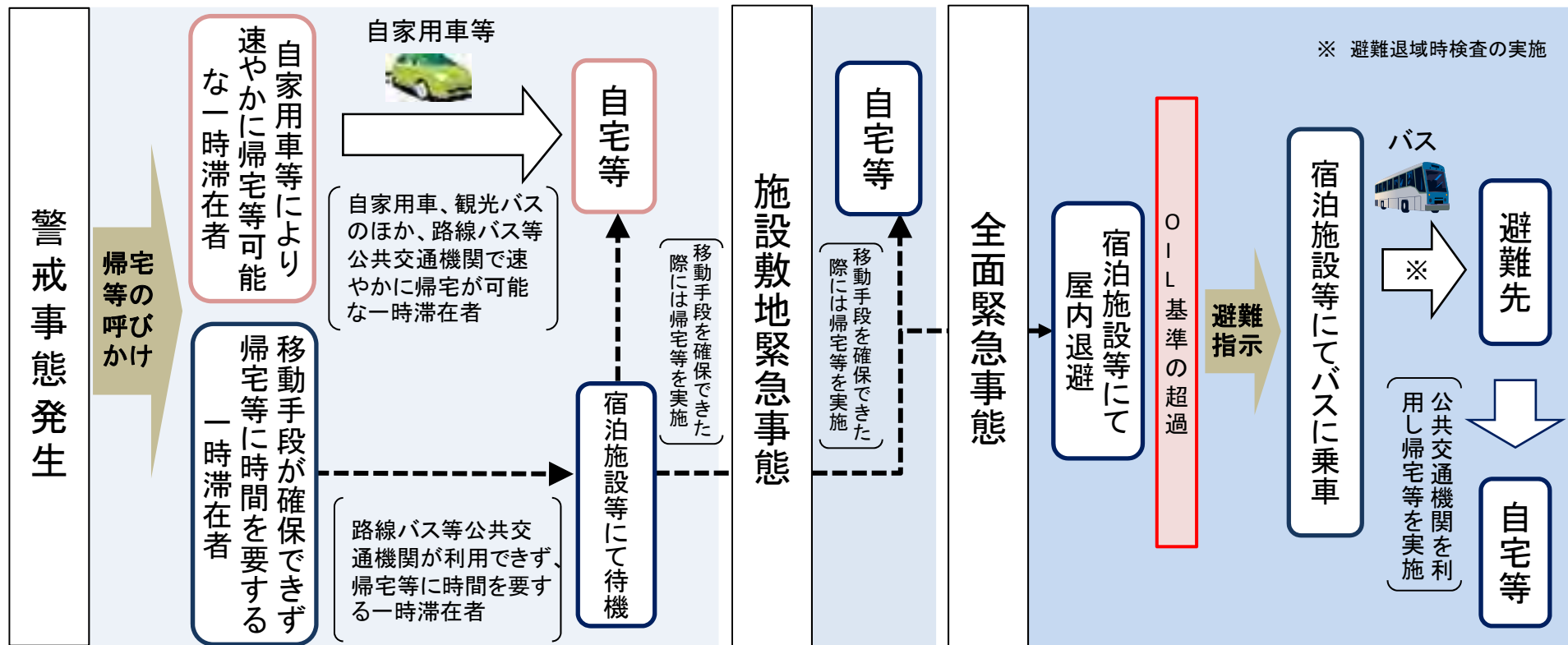
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、鹿児島県及び関係市町に対し、テレビ会議システム等を用いて伝達。
- 鹿児島県及び関係市町から、住民、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 鹿児島県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設や公共施設等にて待機。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設や公共施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、宿泊施設や公共施設等にて鹿児島県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞

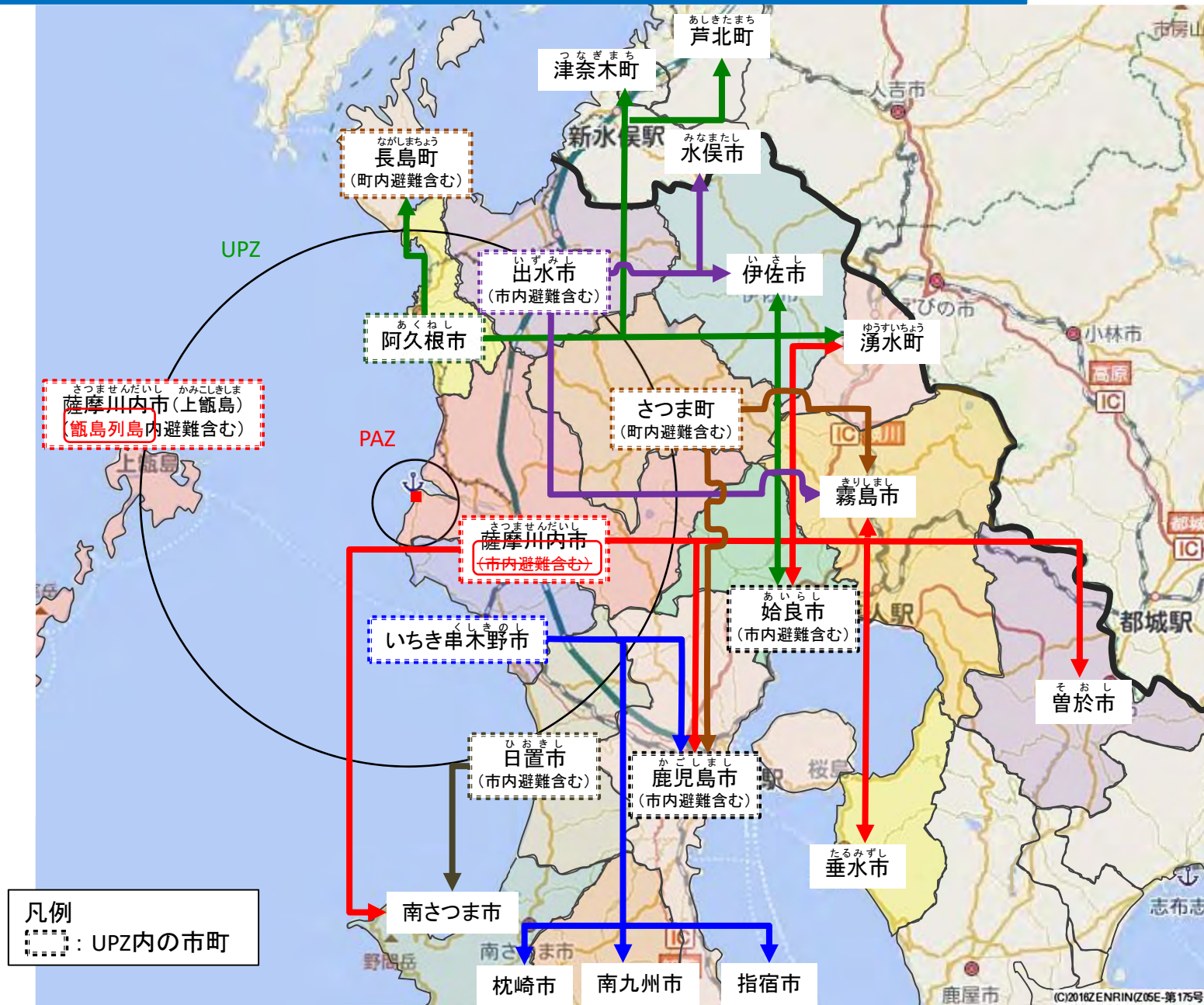


UPZ内住民の一時移転等①

- UPZ内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用出来ない場合には、鹿児島県は関係市町と調整して、他の避難先の調整を行う。
- UPZ内において、道路等が通行不能な場合の復旧等の対応は「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」のとおり。

避難元市町名	避難先市町名
さつませんだいし 薩摩川内市	かごしまし きりしまし あいらし ゆうすいちよう たるみずし そおし さつませんだいし 鹿児島市、霧島市、始良市、湧水町、垂水市、曾於市、南さつま市、薩摩川内市内
くしきのし いちき串木野市	かごしまし まくらざきし いぶすきし みなみきゆうしゆうし 鹿児島市、枕崎市、指宿市、南九州市
あくねし 阿久根市	ながしまちよう あいらし いさし ゆうすいちよう あしきたまち つなぎまち 長島町、始良市、伊佐市、湧水町、芦北町(熊本県)、津奈木町(熊本県)
かごしまし 鹿児島市	かごしまし 鹿児島市内
いずみし 出水市	いさし きりしまし みなまたし いずみし 伊佐市、霧島市、水俣市(熊本県)、出水市内
ひおきし 日置市	ひおきし 南さつま市、日置市内
あいらし 始良市	あいらし 始良市内
ちよう さつま町	かごしまし きりしまし ちよう 鹿児島市、霧島市、さつま町内
ながしまちよう 長島町	ながしまちよう 長島町内

UPZ内住民の一時移転等②



UPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 鹿児島県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校原子力災害対策本部等を設置する。
- 学校原子力災害対策本部等は関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示により、警戒事態において学校の対応及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、全面緊急事態までに児童等の保護者への引渡し又は生徒等の帰宅を実施。
- 引渡しが完了していない児童等は、全面緊急事態になった時点で屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、関係市町災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者へ引き渡す。



警戒事態発生
(例 大地震(震度6弱)、大津波)

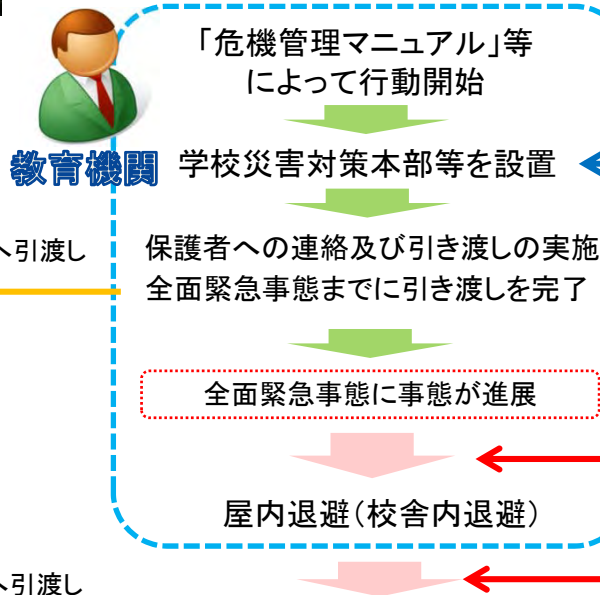
原子力
事業者

国
↓
鹿児島県
↓
関係市町

行政機関

UPZ 内の教育機関数

	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	102	6,743
小学校等	56	11,235
中学校	25	5,253
高等学校	13	5,849
特別支援学校	1	209
専修学校	2	461
職業能力開発校	2	95
合計	201	29,845



※児童・生徒数は基本的に令和2年5月1日現在(認定こども園及び保育所は施設によって時点が異なり、令和2年4月1日以降の数値、認可外保育施設は平成31年3月31日現在、特別支援学校は令和2年9月30日現在)

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先（5～10km）

- 鹿児島県では、川内原発から半径5～10km圏にある全ての医療機関、社会福祉施設（13施設526人）について、PAZ内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- 何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

5～10km圏内施設と避難先

避難元施設			避難先施設		
番号	施設種別	病床数・入所定員	施設種別	所在地(施設数)	受入可能人数(人)
1	有床診療所	19	病院	伊佐市(1)	19
2	特別養護老人ホーム	75	特別養護老人ホーム	鹿児島市(1) 始良市(1)	121
3	特別養護老人ホーム	70	特別養護老人ホーム	さつま町(1) 伊佐市(1)	108
4	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	147
5	介護老人保健施設	70	介護老人保健施設	鹿児島市(2)	94
6	有料老人ホーム	30	特別養護老人ホーム	湧水町(1) 始良市(1)	58
7	有料老人ホーム	40	特別養護老人ホーム	始良市(2)	75
8	有料老人ホーム	11	特別養護老人ホーム	日置市(1)	23
9	有料老人ホーム	12	特別養護老人ホーム	日置市(1)	12
10	障害者入所施設	46	障害者入所施設	南さつま市(1)	99
11	障害者グループホーム	5		南九州市(1)	
12	障害者入所施設	54	障害者入所施設	鹿児島市(2) 始良市(1)	106
13	住宅型有料老人ホーム	24	特別養護老人ホーム	出水市(1)	80
合計		526	合計	21施設	942

※ 福祉車両の確保については、九州電力の保有する16台の福祉車両に加え、九州電力が追加配備した35台の福祉車両についても活用し、県及び関係市町にて必要台数を確保

UPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先（10～30km）

- 国の原子力災害対策本部から、一時移転等の指示が出た地域で10～30km圏にある医療機関、社会福祉施設(232施設9,847人)については、鹿児島県の調整により、避難先を確保。
- 鹿児島県は、一時移転等の指示が出た場合には、あらかじめ用意した避難先候補施設が登録された「原子力防災・避難施設等調整システム」により、避難先を選定。

避難元施設（10～30km圏内）

施設区分		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		71	4,070
社会福祉施設	介護保険施設等	122	4,566
	障害福祉サービス事業所等	34	991
	児童養護施設等	5	220
	小計	161	5,777
合計		232	9,847

避難先候補施設（30km圏外）

施設数 (施設)	入所定員 (人)
173	24,262
251	14,179
54	2,624
10	575
315	17,378
488	41,640

受入先調整
(鹿児島県災害
対策本部)

※ 令和2年4月1日現在の概数